令和５年８月４日

居宅介護支援事業所　管理者　様

保健福祉局総務部

給付金担当課長　藤木　泰代

**電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金**

**「支給要件確認書」返送の周知について【お願い】**

平素より、本市の保健福祉行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

現在、本市では、住民税非課税世帯等への支援を行うため、標記の給付金１世帯あたり３万円を支給しています。

給付金を受給するためは、下記のとおり、対象世帯の世帯主に対し、令和５年６月末から７月初旬にかけて送付した「支給要件確認書」の返送が必要となります。

つきましては、貴協会が支援されている方などで「支給要件確認書」が届いていて、まだ返送していない方がいる場合は、早めの返送をご周知等いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

記

**１　支給要件確認書送付対象世帯（①～③の全てを満たす世帯）**

①令和5年5月1日現在、北九州市に住民票がある世帯

②世帯全員が令和5年度の住民税が非課税である世帯

③支給決定通知書を受け取っていない世帯

**２　給付額及び申請期限**

給 付 額：３万円

申請期限：令和５年１０月２日（月）

　※審査に時間がかかることがありますので、早めの返送をお願いします。

**３　その他**

　　各区役所に相談窓口を設置しています。

設置期間：８月３１日まで　※小倉北区、八幡西区は１０月２日まで

受付時間：午前９時から午後４時まで

　※詳細は、以下のURLまたは、二次元バーコードからご覧ください。

　　<https://storymaps.arcgis.com/stories/fcae9f3ff86b4a1a94ba6769f7668137>



【お問い合わせ先】

保健福祉局総務課給付金担当　荒川、谷口

電話番号：0120－034－553（重点支援給付金コールセンター）

受付時間：平日（午前9時から午後5時まで）

（注）土曜日・日曜日・祝日を除く